

J-クレジット制度管理者御中

実績確認概要書

令和元年 7 月 4 日

審査機関名 ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	大高製紙株式会社におけるボイラー更新事業
承認番号	JCDM-PJKC1280
排出削減事業者名	大高製紙株式会社
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	大高製紙株式会社 (住所) 愛媛県四国中央市寒川町 2437
事業の概要	大高製紙株式会社において、既設の C 重油焚きボイラー1 台を LPG 焚きの高効率ボイラー3 台に更新するものである。これによりエネルギー効率を改善し、さらに燃料を C 重油からより低炭素の LPG へ切り替えることにより、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2011 年度：214tCO ₂ /年 2012 年度：285 tCO ₂ /年 2013 年度：307 tCO ₂ /年 2014 年度：296 tCO ₂ /年 2015 年度：314 tCO ₂ /年 2016 年度：300 tCO ₂ /年 2017 年度：300 tCO ₂ /年 2018 年度：300 tCO ₂ /年 2019 年度：74 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 2,390 tCO ₂)
認証期間	開始日 2011 年 7 月 1 日 終了予定日 2019 年 6 月 30 日 ※J-クレジット制度への移行手続きにより、終了予定日は 2019 年

	6月30日となっている。
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 本実績確認の対象期間

2013年4月1日～2019年1月31日（第2回目実績報告）

3. 実績確認結果

本実績確認期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

排出削減量	3,288 tCO ₂ （2013年4月1日～2019年1月31日）
-------	---

4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	審査手続き
排出削減量が承認排出削減計画に従って実施した結果生じていること。	1) 開始日の確認（初回実績確認の場合） 初回実績確認ではないため該当しない。 2) 対象期間中の設備稼働の確認 ボイラー月報による燃料使用量データ及び事業者へのヒアリングにより、導入設備は実績報告期間において継続的に稼働していたことを確認した。
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	1) モニタリング方法の確認 ボイラー月報による燃料使用量データ、燃料販売会社からの請求書データ、事業実施前後ボイラーのカタログによる効率値及び排出削減事業関係者へのヒアリングにより、モニタリング方法が方法論及び当該削減計画に沿って実施されていたことを確認した。 2) 活動量の正確性 ボイラー月報による燃料使用量データ及び燃料販売会社からの請求書データ、排出削減事業関係者へのヒアリングにより、

	<p>エネルギー使用量の記録・保存は適切になされており、活動量が正確に集計されていることを確認した。</p> <p>3) 単位発熱量、排出係数等の係数の確認</p> <p>J-クレジット制度のモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）Ver.3.4により、排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量、排出係数等は方法論及び承認排出削減事業計画通りであることを確認した。</p> <p>4) 排出削減量算定方法及び算定結果の確認</p> <p>排出削減量の算定結果をボイラー月報の燃料使用量データ、燃料販売会社からの請求書データ、と集計表との突合、さらに計算過程の確認、再計算等実施した結果、排出削減量の算定結果に大きな誤りはないことを確認した。</p>
<p>算定結果がクレジット認証期間の終了日を超えないこと</p>	<p>今回の実績確認対象期間は 2013 年 4 月 1 日から 2019 年 1 月 31 日までとなっているが、J-クレジット制度への移行手続きにより、終了予定日は 2019 年 06 月 30 日となっているため、当該算定結果は適切であることを確認した。</p>

5. 承認排出削減事業計画からの重要な変更点についての評価

本実績確認期間の実績確認の結果、2014 年 10 月から LPG 焚き熱媒ボイラー（熱風発生装置）が稼動したため、LPG 使用量には熱媒ボイラーの使用量が含まれることとなっていた。ただし熱媒ボイラーによる LPG 使用量は機側に設置のガスメータにより計測されており、2014 年 9 月からの本削減事業対象ボイラーの LPG 使用量は燃料供給会社からの請求書に記載の量から熱媒ボイラーによる使用量を控除することにより求めることが可能であった。従って事業実施後の LP ガス使用量のモニタリング方法は「燃料販売会社からの請求書により毎月確認、記録する」から「燃料販売会社からの請求書記載の LP ガス使用量から熱媒ボイラーによる使用量を控除し毎月記録する」と変更となっていたが、このモニタリング方法の変更は、対象外の熱媒ボイラーにおける LPG 使用量を個別メーターにより計測することが可能で、かつ当初からの購買伝票による LPG 使用量のモニタリング方法、排出削減量の算定にも影響を与えるものではないことを確認した。

よって、承認排出削減事業計画からの重要な変更点がないことを認める。

6. 特記事項

本実績確認期間における省エネルギー量は、原油換算 107.4KL であることを確認した。

以上